表中

一〇〇分の九五・四五	一〇〇分の九五・七八
一〇〇分の九四・四五	一〇〇分の九四・五六
一〇〇分の九四・〇九	一〇〇分の九四・七六
一〇〇分の九九・七二	一〇〇分の九九・〇三
一〇〇分の九八・〇八	一〇〇分の九八・三四
一〇〇分の九八・六七	一〇〇分の九八・三三
一〇〇分の九八・六一	一〇〇分の九九・〇三
一〇〇分の九二・〇〇	一〇〇分の九三・二〇
一〇〇分の九六・九三	一〇〇分の九七・四〇
一〇〇分の九四・七四	一〇〇分の九五・一七
一〇〇分の九九・七〇	一〇〇分の九九・七一
一〇〇分の九七・七〇	一〇〇分の九七・九三
一〇〇分の九五・八八	一〇〇分の九五・一六
一〇〇分の九二・四六	一〇〇分の九三・一五
一〇〇分の九五・二三	一〇〇分の九六・一三
一〇〇分の九八・〇八	一〇〇分の九七・八二
一〇〇分の九五・八〇	一〇〇分の九七・四六
一〇〇分の九二・七八	一〇〇分の九三・〇一
一〇〇分の九六・七二	を　一〇〇分の九六・九四　に改める。
一〇〇分の九一・一八	一〇〇分の九〇・九二
一〇〇分の九四・〇四	一〇〇分の九四・八四
一〇〇分の九六・四九	一〇〇分の九六・九一
一〇〇分の九九・三七	一〇〇分の九九・五八
一〇〇分の九八・九九	一〇〇分の九九・三一
一〇〇分の九九・四九	一〇〇分の九九・四五
一〇〇分の九二・四四	一〇〇分の九二・三七
一〇〇分の八五・五六	一〇〇分の八七・〇六
一〇〇分の九三・八七	一〇〇分の九四・〇〇
一〇〇分の九五・九二	一〇〇分の九六・四二

一〇〇分の九六・五二	一〇〇分の九六・八三
一〇〇分の九八・四四	一〇〇分の九八・五一
一〇〇分の九一・〇五	一〇〇分の九一・〇一
一〇〇分の九八・四五	一〇〇分の九八・七六
一〇〇分の九五・四一	一〇〇分の九四・九六
一〇〇分の九八・六七	一〇〇分の九八・七九
一〇〇分の九九・一四	一〇〇分の九八・四七

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

二五一、二〇二	二五〇、五四八
八一、四〇五	六三、三九五
一二四、二〇〇	一一六、四六九
六、八八二	四、六〇九
七、一二五	六、二四三
二、一七八	一、八一八
一六、八五八	一一、五一四
二一四、八五〇	二二二、六一九
六一、九五七	七〇、八二一
一一六、七九〇	九六、二五三
一、〇四八	七四三
二、〇五八	一、七〇六
七、二四一	九、八〇五
二三、九〇一	二〇、四八一